

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第89号
2012年1月20日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川博
編集責任者 高橋毅志



「フットワークの軽い事務所」を目指して

所長 布川 博

明けましておめでとうございます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、東日本大震災、原発事故という歴史的な大事件に遭遇し、今日は無事でも明日は何か起こるか分からない、そんなことを思い知らされた一年でした。

事業経営も同様、全く予測不能の事態に巻き込まれることがあります。バブルの時、今日の様な経済的に厳しい時代がこうも長く続くと予想出来なかった人も多いと思います。

このような環境の中、懸命に経営に取り組まれている経営者の皆様のお役に立てる様、「フットワークの軽い事務所」、「税金以外のことで気軽に相談できる事務所」を目指し、今年も頑張りますので宜しくお願い致します。

震災に伴う雑損控除の計算方法について

第1課 小野瀬 一敏

今回の震災に伴い、住宅や家財などについて損失が生じた場合、雑損控除をすることができます。おわかりになりにくいと思いますが、計算例をお示しします。

制度そのもの、そしてその計算方法は大変複雑なものとなっておりますので該当されると思われる方は担当者までお訊ねください。

屋根・外壁・内壁の修理費……………2,000,000 円(資本的支出はなし)
地震保険の保険金……………500,000 円
合理的な計算方法
(資産の損失が計算困難な場合採用できる計算方法)による損失……………1,000,000 円
控除を受ける人の所得……………3,000,000 円

- ① 2,000,000 円 - 1,000,000 円(合理的損失) = 1,000,000 円…災害関連支出
1,000,000 円(合理的損失) + 1,000,000 円(災害関連支出) - 500,000 円(保険金)
= 1,500,000 円…差引損失額
1,500,000 円 - 300,000 円(所得 × 10%) = 1,200,000 円
- ② 1,000,000 円(災害関連支出) - 50,000 円 = 950,000 円

①と②を比べて、有利な方を雑損控除の額とします。
この場合、①の 1,200,000 円を選択する事になります。

次期経営計画の策定を実施しました

第3課 高橋 毅志



(写真左から: 吉田社長、高橋)

今回ご参加頂きましたのは、有限会社霞ヶ浦自動車代表取締役である吉田社長です。同社は阿見町で車検や一般修理を中心に自動車整備業を営んでおられます。

内容は、前期実績の分析から当期の課題を検討し、売上高、限界利益率、固定費、目標利益を策定しました。そして月次損益計算書と予算損益計算書を対比しながら今後の会社経営の参考資料とします。

《社長さんからのコメント》 昨年の 11 月から父に代わり、社長を引き継ぐことになりました。今回新たな目標を確定するにあたり高橋さんに協力して頂きました。目標を達成できるように頑張ります。

《担当者から一言》 毎年次期経営計画に積極的に参加していただいています。確実に目標を達成できるように、これからも会社経営のお手伝いできればと思っています。

今年も宜しくお願い致します。



編集後記

あけましておめでとうございます。

本年もこれまで以上に「かわらばんぬのかわ」のより良い紙面作りに取り組んで参りますのでよろしくお願い申し上げます。

(高橋 毅志)